

ブラジルからの渡航者の米入国禁止措置（ブラジル空港トランジットの対象）

2020年5月25日

◎今般、在ブラジル米国大使館は、ブラジルからの渡航者の米国への入国禁止措置につき、ブラジルの空港でトランジットをする外国人（一部例外を除く）は、当該空港外に出ない場合であっても、米国入国禁止措置の対象となる旨を公表しました。第三国からブラジルを経由して日本に帰国される場合には帰国航路の選定の際にご留意願います。

<https://br.usembassy.gov/fact-sheet-presidential-proclamation-restricting-travel-of-foreign-nationals-including-brazilians-from-brazil-to-the-u-s/>

（問い合わせ先）

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp

在ポルトアレグレ領事事務所

－電話：51-3334-1299

－e-mail：cjpoa@c1.mofa.go.jp